

資料編

1 アンケート調査結果の概要

(1)調査方法及び調査結果

①調查対象:就学前児童世帯(1,000人)、就学児童世帯(1,000人)

②調査期間:平成21年1月10日~20日

③調査方法:郵便による配布・回収

④調査結果: 就学前児童 回収票数500/回収率50.0%

: 就学児童 回収票数450/回収率45.0%

(2)集計上の留意点

回答率(割合)は、小数点第二位を四捨五入して小数点第一位までを表記しました。 そのため、合計が100%にならないことがあります。

(3)集計結果抜粋≪就学前児童、就学児童≫

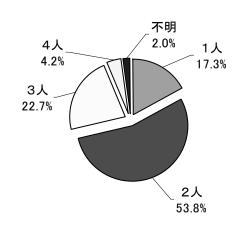
≪就学前児童≫

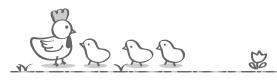
兄弟姉妹人数

不明 5.2% 2.4% 3人 13.0% 13.0%

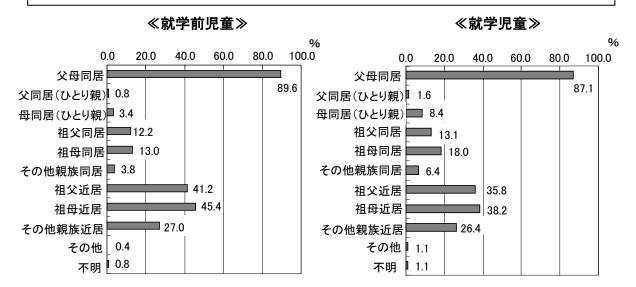
2人

45.6%

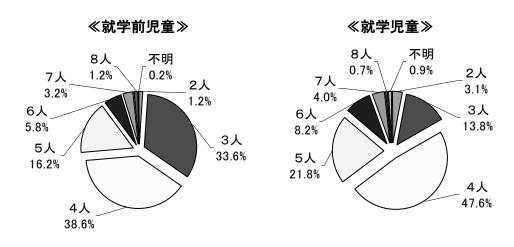




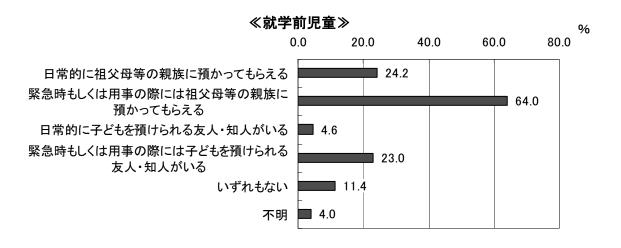
同居・近居状況(複数回答)

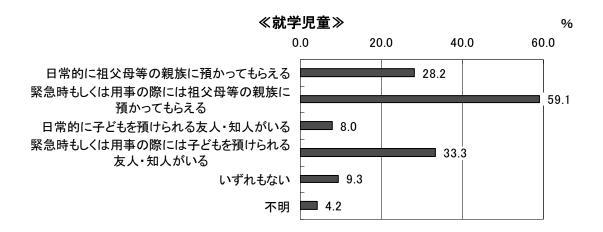


同居家族全員の人数



子育てを手伝ってくれる人(複数回答)



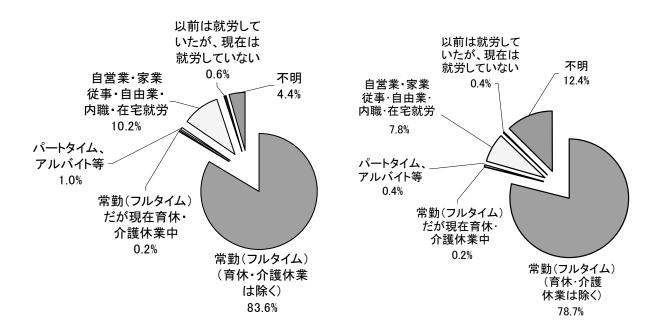


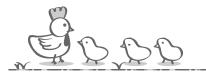
父親の就労状況

≪就学前児童≫

≪就学児童≫

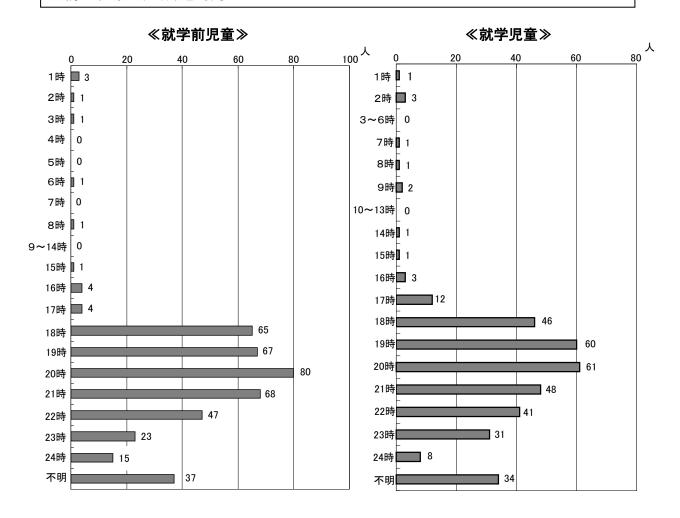
YYY





公

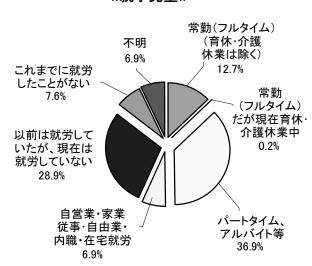
父親・常勤/平均帰宅時間



母親の就労状況

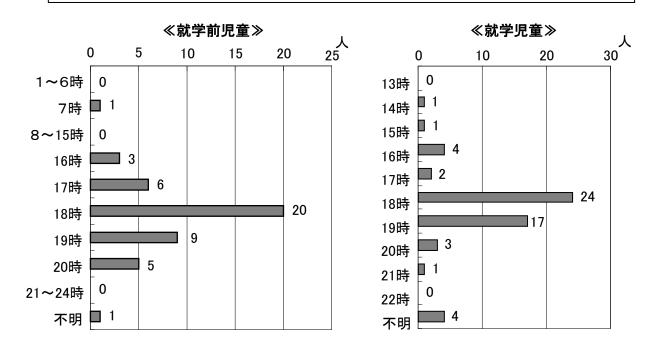
≪就学前児童≫

常勤(フルタイム) (育休·介護 休業は除く) 不明 9.0% 4.2% 常勤(フルタイム これまでに就労 したことがない ⁻ だが現在育休・ 介護休業中 7.6% 4.0% パートタイム、 アルバイト等 19.2% 以前は就労して 自営業・家業 いたが、現在は 就労していない 従事·自由業· 内職·在宅就労 51.2% 4.8%

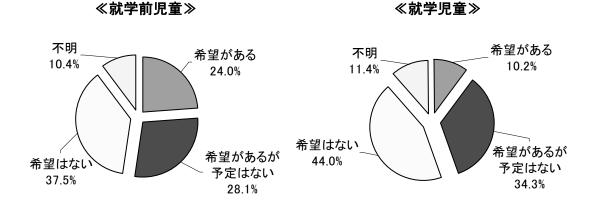


YYY

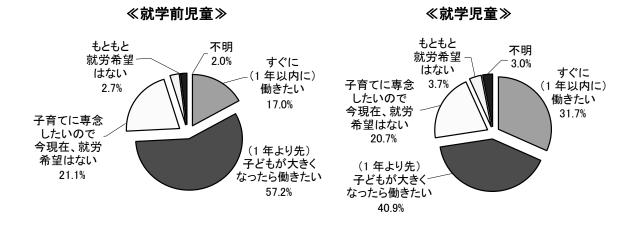
母親・常勤/平均帰宅時間



母親・パート等/フルタイムへの転換希望



母親(現在就労していない・就労したことがない)の就労希望



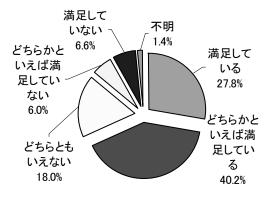


母親/就労希望がありながら、現在働いていない理由

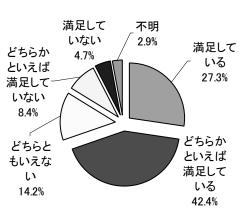
≪就学児童≫ ≪就学前児童≫ 不明 3.4% 不明 保育サービスが 児童クラブなど 利用できない 3.7% のサービスが 9.2% 利用できれば その他 その他 30.7% 就労したい 24.4% 5.0% 家族の考え方 家族の考え方 (親族の理解が (親族の理解が 働きながら 得られない)等 働きながら 得られない)等 子育てできる 子育てできる 就労する環境が 就労する環境が 適当な仕事 整っていない 適当な仕事 整っていない がない がない 10.1% 13.8% 40.8% 自分の知識、能力に 52.9% 自分の知識、能力に あう仕事がない あう仕事がない 1.8% 4.2%

子育てしている現在の生活への満足度

≪就学前児童≫

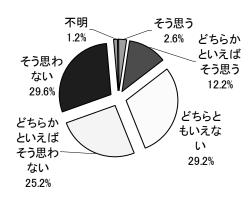


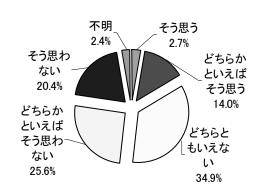
≪就学児童≫



子どもを生み育てることを今の社会は評価しているか

≪就学前児童≫





8,0

33.2 54.0

5.2

4.4

8.0

1.6

100.0

1人

2人

3人 4人

5人

6人

不明

合計

「理想とする子どもの人数」と「持つつもりの子どもの人数」

割合(%)

≪就学前児童≫

理想とする子どもの人数 人数

4

166

270

26

22

4

8

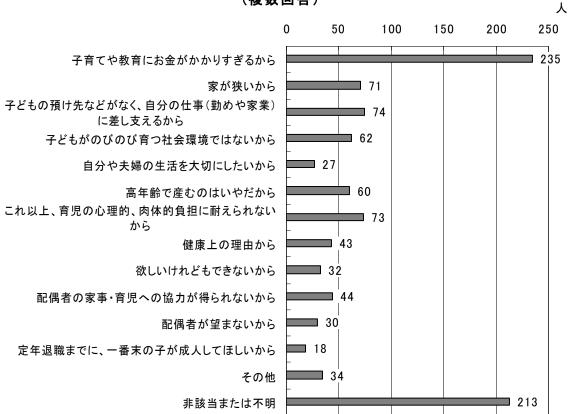
500

$\overline{}$
\neg /

持つつもりの子どもの人数

	人数	割合(%)
1人	62	12.4
2人	305	61.0
3人	104	20.8
4人	13	2.6
5人	3	0.6
6人	1	0.2
不明	12	2.4
合計	500	100.0

持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由 (複数回答)





≪就学児童≫

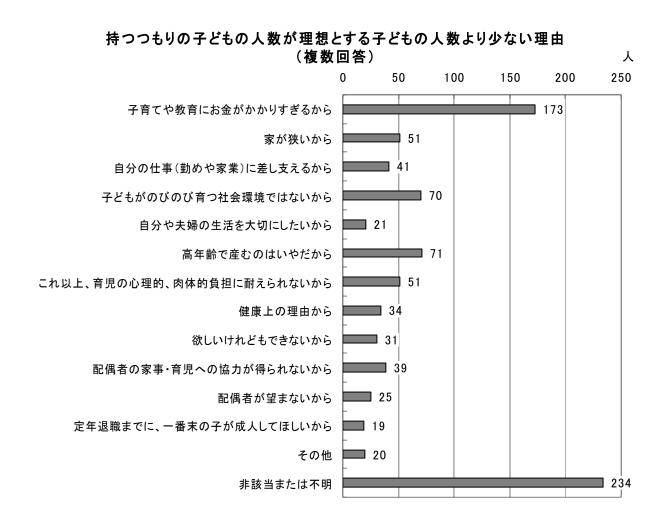
理想とする子どもの人数

	人数	割合 (%)
1人	10	2.2
2人	166	36.9
3人	224	49.8
4人	21	4.7
5人	12	2.7
6人	0	0.0
不明	17	3.8
合計	450	100.0



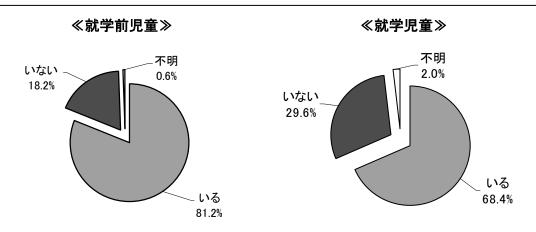
持つつもりの子どもの人数

	人数	割合 (%)
1人	59	13.1
2人	249	55.3
3人	105	23.3
4人	9	2.0
5人	2	0.4
6人	0	0.0
不明	26	5.8
合計	450	100.0

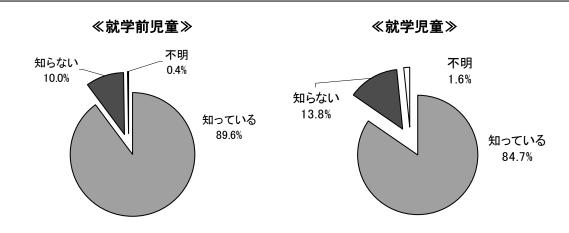


YYY

かかりつけ医の有無

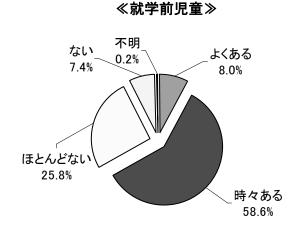


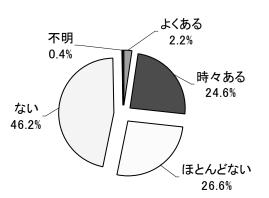
休日・夜間に子どもが受診できる医療機関を知っているか

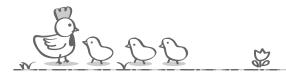


子育てでどうしたらよいかわからなくなること

子どもを虐待していると思うこと

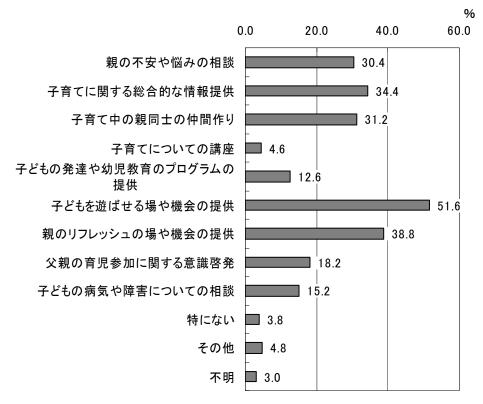


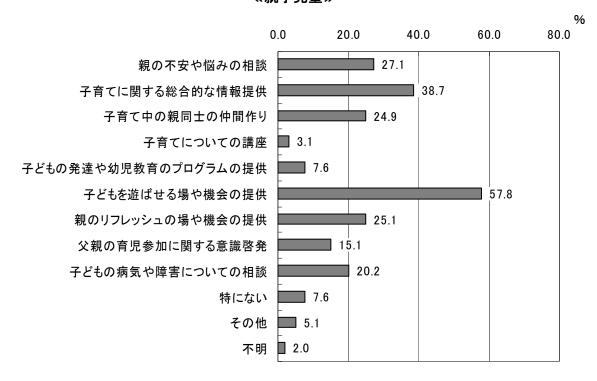




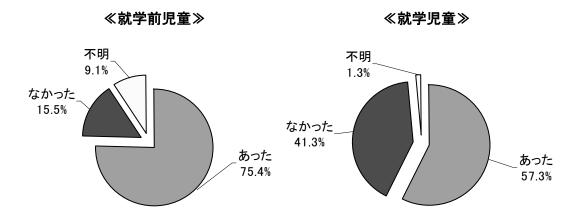
子育てを安心して楽しく行うために必要なサービス(複数回答)

≪就学前児童≫

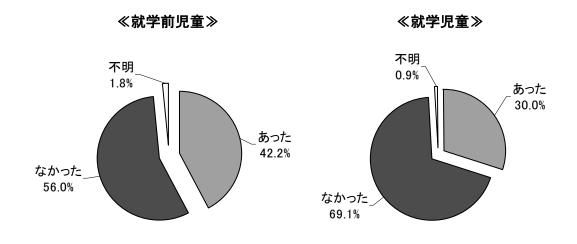




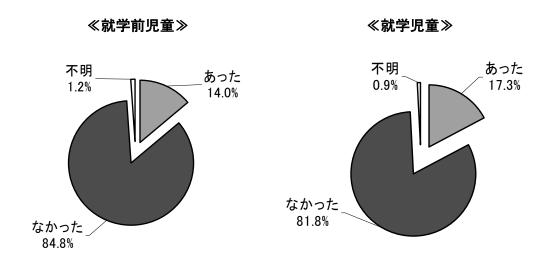
この1年間、病気やけがで子どもが保育所や幼稚園、学校を休んだこと



この1年間に保護者の都合で子どもを家族以外に預けたこと



この1年間に保護者の都合で子どもを泊りがけで預けたこと







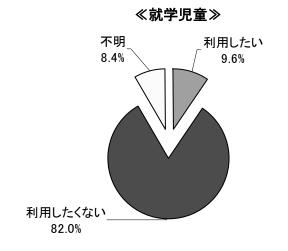
今後利用したい、あるいは利用を増やしたい保育サービス(複数回答)

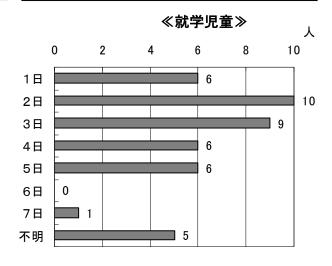
≪就学前児童≫

	利用を希望すると答えた人
認可保育所	46 (28.9%)
家庭的な保育(保育ママ)	2
事業所內保育施設	8
認定保育施設	9
認定こども園(4時間程度)	3
認定こども園(4時間以上)	6
その他の保育施設	0
幼稚園(通常の就園時間)	27 (17.0%)
幼稚園の預かり保育	21 (13.2%)
延長保育	11
ベビーシッター	4
土曜の保育	7
休日の保育	9
ファミリーサポートセンター	7
一時預かり	8
宿泊を伴う一時預かり(ショートステイ)	2
病児・病後児保育	8
子育て支援センター	13
その他	3

児童クラブの今後の利用意向

児童クラブ利用希望週当たり日数

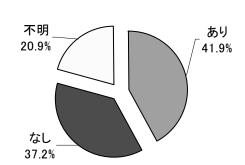


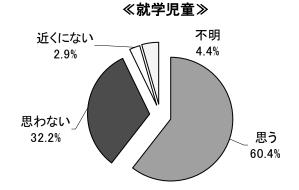


児童クラブの土・日の利用希望

さむかわふれあい塾を利用したいか

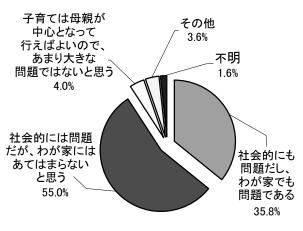
≪就学児童≫

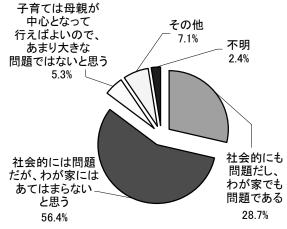


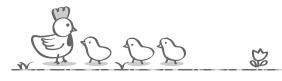


子育てにおける父親不在について

≪就学前児童≫

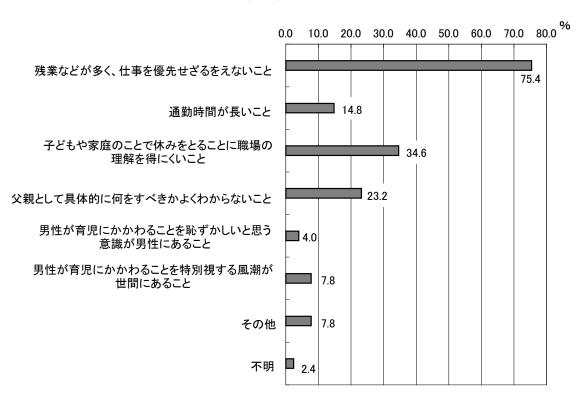


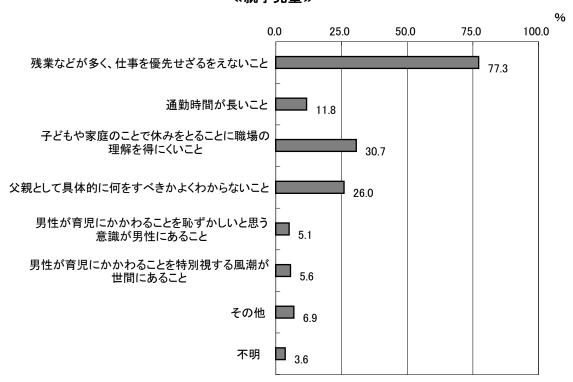




父親が子育てにかかわりづらい理由(2つまで複数回答)

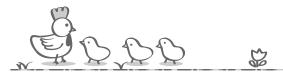
≪就学前児童≫





子育てを行っていて、特に困ること、困ったこと(3つまで複数回答)

上段:人数 下段:%	合計	3~5歳児	0~2歳児	不明
子どもが安全に通れる道路がないこと・・・	229	139	89	1
	45.8	55.4	35.9	100.0
交通機関や建物、道路について構造や放置 自転車が多いことなど、ベビーカーでの移	118	38	80	-
動に不自由なこと	23.6	15.1	32.3	-
安心して子どもを遊ばせられる場所がない	179	100	79	-
こと	35.8	39.8	31.9	-
いざというときに子どもを預かってくれる	76	35	41	-
人がいないこと	15.2	13.9	16.5	-
子育ての経験者や先輩ママと知り合えない	16	7	9	-
こと	3.2	2.8	3.6	-
親自身が友達を作れる場や機会がないこと	53	19	34	-
税日才が及居でIF1での場で成去がないこと	10.6	7.6	13.7	-
周囲の人が子ども連れを温かい目で見てく れないこと	24	13	11	-
	4.8	5.2	4.4	-
公共施設や公共機関に子ども連れに対して	64	28	35	1
の理解があまり無いこと	12.8	11.2	14.1	100.0
暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配	258	147	110	1
なこと	51.6	58.6	44.4	100.0
その他	62	31	31	-
20018	12.4	12.4	12.5	-
特にない	26	12	14	-
ו אסיבוער	5.2	4.8	5.6	-
不明	7	2	5	-
פאיזי	1.4	0.8	2.0	-
回答者数	500	251	248	1



子育てをしていて、いま関心があること(2つまで複数回答)

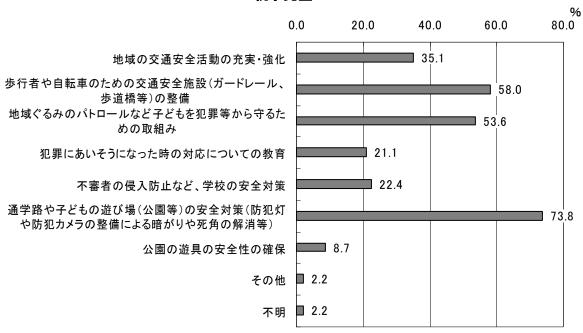
≪就学前児童≫

上段:人数下段:%	合計	3~5歳児	O~2歳児	不明
子どもの発達、健康や病気のこと	217	96	121	-
丁と500先達、庭塚で病気のこと	43.4	38.2	48.8	_
子どもの食事や栄養のこと	90	25	64	1
すこのの民事や不良のこと	18.0	10.0	25.8	100.0
子どもの教育のこと	143	84	58	1
子ともの教育のとと	28.6	33.5	23.4	100.0
子どものしつけのこと	223	107	116	-
45 8000 21700 25	44.6	42.6	46.8	-
子育てと仕事の両立のこと	117	64	53	_
丁目 (C 仕事の間立の C C	23.4	25.5	21.4	-
子どもの安全のこと	154	97	57	_
子ともの女主のこと	30.8	38.6	23.0	-
その他	9	6	3	-
CONE	1.8	2.4	1.2	-
不明	2	1	1	_
בשיור	0.4	0.4	0.4	
回答者数	500	251	248	1

	人数	割合 (%)
子どもの発達、健康や病気のこと	132	29.3
子どもの食事や栄養のこと	58	12.9
子どもの教育のこと	220	48.9
子どものしつけのこと	188	41.8
子育てと仕事の両立のこと	71	15.8
子どもの安全のこと	168	37.3
その他	8	1.8
不明	9	2.0
合計	450	100.0

子どもの安全を守るために特に重要と思われること(3つまで複数回答)

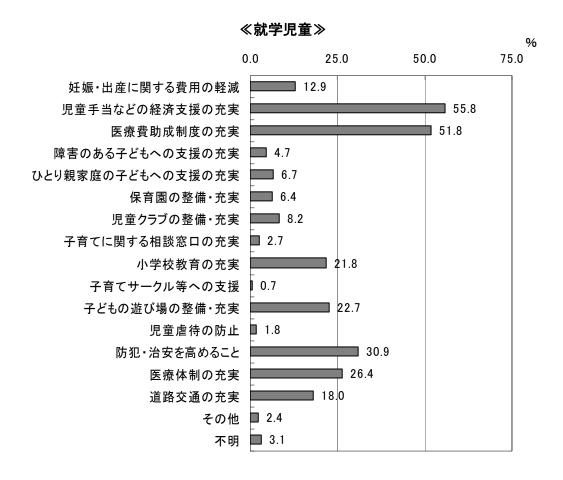
≪就学児童≫



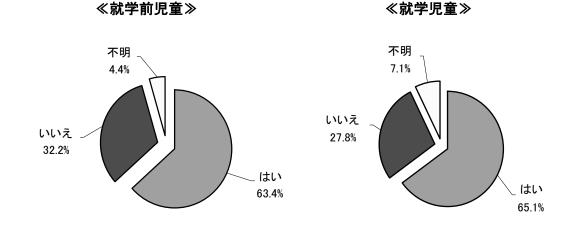
子育て支援として行政に望むこと(3つまで複数回答)

≪就学前児童≫ % 80.0 0.0 20.0 40.0 60.0 37.4 妊娠・出産に関する費用の軽減 児童手当などの経済支援の充実 60.2 45.2 医療費助成制度の充実 障害のある子どもへの支援の充実 3.8 ひとり親家庭の子どもへの支援の充実 16.4 保育園の整備・充実 児童クラブの整備・充実 10.0 子育でに関する相談窓口の充実 3.8 10.4 小学校教育の充実 子育てサークル等への支援 1.2 23.6 子どもの遊び場の整備・充実 児童虐待の防止 0.8 25.2 防犯・治安を高めること 医療体制の充実 21.6 15.8 道路交通の充実 3.0 その他 0.8 不明



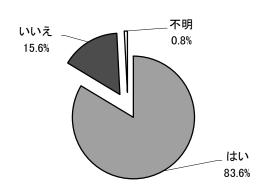


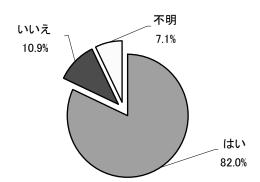
寒川町は子育てしやすい町か



これからも子育てしながら寒川町に住み続けたいか

≪就学前児童≫





2 次世代育成支援対策推進法

(平成十五年七月十六日) (法律第百二十号) 第百五十六回通常国会 小泉内閣

目次

第一章 総則(第一条一第六条)

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針(第七条)

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第八条―第十一条)

第三節 一般事業主行動計画(第十二条—第十八条)

第四節 特定事業主行動計画(第十九条)

第五節 次世代育成支援対策推進センター(第二十条)

第三章 次世代育成支援対策地域協議会(第二十一条)

第四章 雑則(第二十二条・第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条—第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を 担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健 やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若し くは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任 を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義について の理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、 国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

- 第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を 図るため、基本 理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画 並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第 一項の特定事業主行動 計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - ー 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して 必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。



- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町 村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資す る教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実 施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ー 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、 住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 5 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して 特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため 必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

- 第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを 公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

- 第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

- 第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に 定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた 措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その 他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、 常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般 事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以



下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、 厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

- 第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更した ときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置 を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置 を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

- 第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。) は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省 令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を 付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定 一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、 同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第 四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の 規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十



条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

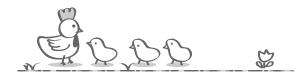
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、こ れを公表しなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、こ れを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状 況を公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主 行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

- 第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は 連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であって、次項に規定する業務を 適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援 対策推進センターとして指定することができる。
- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、 一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務 を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運 営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、 その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反 したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、 第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、 厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

- 第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るた めの活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき 措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」と いう。)を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の 構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。



3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

- 第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。
- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
- 3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、 農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

(権限の委任)

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

- 第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の 罰金に処する。
- ー 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に 従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- ー 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若 しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは 虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者
- 第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の 規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第 八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十 六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。
 - 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
 - 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政



令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。 (調整規定)
- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに 情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日ま での間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定に よりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条 (理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則 (平成二〇年一二月三日法律第八五号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- ー 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
- 二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二条 の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正 規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日
- 四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二条及び第十六条の改正規定並びに附則第 八条の規定 平成二十三年四月一日

(一般事業主行動計画の公表に関する経過措置)

- 第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法(次項及び次条において「新法」という。)第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。
- 2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置)

- 第七条 新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第 一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。
- 2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



3 寒川町次世代育成支援行動計画地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 次世代育成対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進を図るため、寒川町 次世代育成支援行動計画地域協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及 び運営に関し必要な事項を定める。

(所堂事項)

- 第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他次世代育成支援行動計画に必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会の委員は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1)公募の町民
- (2) 学識経験者
- (3)企業代表
- (4) 幼稚園・保育園代表
- (5) 子育て支援センター職員
- (6) 学校関係者
- (7) 主任児童委員
- (8) 茅ヶ崎保健福祉事務所職員
- (9)中央児童相談所職員

(仟期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

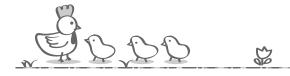
第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。



4 寒川町次世代育成支援行動計画地域協議会委員名簿

(任期:平成21年4月1日~平成23年3月31日)

職	氏 名	備 考
会 長	いそかわ ひろし 磯 川 浩	幼稚園・保育園代表
副会長	ときわ えつお 常盤 悦夫	学識経験者
委員	えとう けいこ 江藤 恵子	公募町民
委員	_{あらき} いげみつ 新木 重光	企業代表
委員	Uもその さゅり 下園 小百合	子育て支援センター
委員	^{おおさわ} ふみ お 大 澤 文 雄	学校関係者
委員	^{まえだ} ひさこ 前田 久子	主任児童委員
委員	きたはら みのる 北原 稔	県茅ヶ崎保健福祉事務所
委員	いのうえ やすお 井上 保男	県中央児童相談所

5 寒川町次世代育成支援対策行動計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 寒川町次世代育成支援対策行動計画案(以下「計画案」という。)を策定するため、寒川町次世代育成支援対策行動計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 計画案の作成に関すること。
 - (2) 計画案を作成するための調査及び研究に関すること。
 - (3) その他計画案を作成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員14人をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明 又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。



(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の任の終了をもって、その効力を失う。

別表(第3条関係)

	区分	役 職
1	企画政策部	企画調整担当専任主幹
2	総務部	防災安全課長
3	健康福祉部	福祉課長
4	健康福祉部	保険年金課長
5	健康福祉部	健康課長
6	町民環境部	町民課長
7	町民環境部	産業振興課長
8	都市建設部	道路課長
9	都市建設部	都市計画課長
10	教育委員会	教育総務課長
11	教育委員会	学校教育課長兼教育研究室長
12	教育委員会	生涯学習課長
13	教育委員会	スポーツ振興課長
14	教育委員会	公民館長

6 後期計画策定検討経過

日程	委員会等	内 容
H21/ 1月10日	2,7,2,0	○町民ニーズ調査の実施
から	事務局	・就学前児童世帯 1,000人
1月20日	3-127-5	・就学児童世帯 1,000人
3月31日	事務局	○町民ニーズ調査報告書の製本
		○議題
5月 1日	第1回次世代育成 支援対策行動計画 庁内検討委員会	(1) 庁内検討委員会設置要綱について(2) 委員長・副委員長の選出について(3) 次世代育成支援対策行動計画について(4) 後期計画策定スケジュールについて(5) 町民ニーズ調査結果報告書について(6) 進行管理表の提出依頼について
	第4日次出任	
5月15日	第1回次世代育成 支援行動計画	(1) 会長・副会長の選任について (2) 次世代育成支援対策行動計画について
0,0100	火援打動計画	(3)後期計画策定スケジュールについて
	ביטיאון אפינטל	(4) 町民ニーズ調査結果報告書について
	第2回次世代育成	○議題
6月23日	支援対策行動計画	(1) 次世代育成支援対策行動計画進行管理について
	<u> </u>	(2)次世代育成支援対策行動計画素案ついて
70 00	第2回次世代育成	○議題
7月 2日	支援行動計画 地域協議会	(1)次世代育成支援対策行動計画について (2)次世代育成支援対策行動計画素案について
	第3回次世代育成	○議題
7月22日	支援対策行動計画	(1) 次世代育成支援対策行動計画素案について
	庁内検討委員会	
	第3回次世代育成	
8月18日	支援行動計画	(1) 次世代育成支援対策行動計画素案について
	地域協議会 第4回次世代育成	 ○議題
10月 8日	34回次色代有成 支援行動計画	○ ○
10,3 02	地域協議会	
	第5回次世代育成	○議題
11月13日	支援行動計画	(1) 次世代育成支援対策行動計画素案について
	地域協議会	(2) パブリックコメントの実施について
108 00		○パブリックコメントの実施
12月 8日 から	 事務局	・ホームページ、情報公開コーナー、子育て支援課、 町民センター、公民館、北部文化福祉会館、南部文
H22/ 1月 8日	고 3시년	いらとフター、公民館、礼命文に無性芸館、南命文 化福祉会館、総合体育館、総合図書館、健康管理セ
1,3 30		ンター、子育て支援センター
	第4回次世代育成	○議題
1月25日	支援対策行動計画	(1) パブリックコメント実施結果(案)について
	庁内検討委員会	(2)行動計画案について
	第6回次世代育成	○議題
2月 8日	支援行動計画	(1) パブリックコメント実施結果(案)について
	地域協議会	(2)行動計画案について

発行 寒川町

企画・編集 寒川町健康福祉部子育て支援課 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165

TEL (0467) 74-1111

URL http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/



